

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する宥恕措置

January 5, 2022

In brief

電子帳簿保存法における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関しては、2021年12月に公表された2022年度(令和4年度)与党税制改正大綱において宥恕措置の整備を行うことが記載されています。これに伴い、2021年12月27日に電子帳簿保存法に関する施行規則を改正する財務省令が公布され、翌日28日には国税庁ウェブサイトにて電子帳簿保存法取扱通達と電子帳簿保存法Q&A(一問一答)の改訂版が公開されています。本ニュースレターでは、これらの主な要点について紹介します。

In detail

1. 2022年1月1日以後2年間の電子取引に係る宥恕措置についての施行規則の整備

申告所得税及び法人税に係る保存義務者が電子取引を行う場合には、原則として電子帳簿保存法の要件に従って、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を行うことが義務付けられていますが、電子帳簿保存法施行規則第4条第3項において、災害その他やむを得ない事情によってその電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつた場合については宥恕措置を認めることとされました。

2021年12月27日に公布された財務省令第80号により、同施行規則が改正され、災害その他やむを得ない事情がある場合に加えて、2022年1月1日から2023年12月31日までの間に行われる電子取引については、納税地等の所轄税務署長がその電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、その電磁的記録の出力書面(整然とした形式・明瞭な状態で出力されたものに限られます。)の提示又は提出の求めに応じができるようにしている場合についても、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとされました。

2. 「やむを得ない事情」の意義

本宥恕措置は、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配意して設けられたものであり、その適用を広く認めることとしています。そのため、例えば、その電磁的記録の保存に係るシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった、自己の責めに帰さないとは言い難いような事情も含めて、保存要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難である場合には、やむを得ない事情があるものと認められることになります。(取扱通達7-10)

3. 出力書面による保存

やむを得ない事情により本宥恕措置の適用を受ける場合には、その電磁的記録を出力することにより作成した書面の提示又は提出の求めに応じができるようにしておく必要があります。2022年1月1日から

2023年12月31日までの間に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、そのような出力書面を保存している場合には、その電磁的記録の保存をしているものとして取り扱われ、適法に保存義務を果たしていることになります。(取扱通達7-11)

この場合の出力書面は、整然とした形式・明瞭な状態で出力されたものに限ることとされていますが、具体的には、書面により作成された場合に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力された文字を容易に識別することができる状態であることが求められます。なお、本宥恕措置による場合には、税務調査等の際に出力書面の提示又は提出の求めに応じることが必要となりますが、2021年度(令和3年度)改正前の制度においては、出力書面の保存に際し、書面によりその取引情報の授受が行われたとした場合にその書面を保存すべきこととなる場所に、保存すべきこととなる期間、保存を行うこととされていたことから、本宥恕措置による場合の出力書面についても、税務調査等が行われうる期間、適正な場所で保存を行うことが必要となります。(Q&A(電子取引関係)問41-4)

4. 税務当局に対する手続の要否

本宥恕措置の適用にあたっては、税務署への申請手続き等は不要とされており、やむを得ない事情の有無や出力書面については、必要に応じて税務調査等の際に確認がされることになります。保存要件に従って保存をすることができなかったやむを得ない事情について税務職員から確認等があった場合には、各事業者における対応状況や今後の対応の見通しについて、適宜説明することで対応が可能であると考えられます。(Q&A(電子取引関係)問41-2、41-3、41-5)

5. 宥恕期間経過後の取扱い

本宥恕措置は2022年1月1日から2023年12月31日までの間に行う電子取引について設けられたものであり、2024年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については電子帳簿保存法の要件に従った電磁的記録の保存が必要となることから、これに対応できるよう宥恕措置期間中に準備を進めておくことが求められます。(Q&A(電子取引関係)問41-2、41-3)

The takeaway

電子取引に係る電磁的記録の保存に関しては、令和3年度の税制改正によって従来認められていた出力書面による代替措置が廃止されることとされていたため、適法な保存体制の構築が企業にとっての喫緊の課題となっていましたが、本宥恕措置が設けられたことにより実質的には2年間の準備期間が追加されたといえます。2024年1月1日以降は本宥恕措置が認められなくなることから、それまでの間に企業にとって望ましい保存体制の在り方をよく検討し、システムの導入や業務フローの整備などを適時に進めて法令に対応できるよう準備を整えておくことが重要となります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記の電子帳簿保存法対応支援チームのメンバーまでお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー 高野 公人	パートナー 武田 恭世	ディレクター ハワード・ワイツマン
ディレクター 中原 拓也	ディレクター 木野 明日香	ディレクター 吉野 博貴
ディレクター 小林 慎理	シニアマネージャー 堀越 大三郎	シニアマネージャー 井上 龍也
シニアマネージャー 村井 俊平	シニアマネージャー 稻垣 喜久	シニアマネージャー 飯島 哉文
シニアマネージャー 阿部 拓	シニアマネージャー 高崎 基和	シニアマネージャー 仲林 健太郎
マネージャー 田中 絵美	マネージャー 樋口 翔太	マネージャー 澤田 茂
マネージャー 金杉 恭平	マネージャー 河西 倫子	マネージャー 播磨 宏美
マネージャー 後藤 正悟	マネージャー 小花 貴	マネージャー 兵頭 美樹
マネージャー 石井 健一郎	マネージャー 山本 尚紀	シニアアソシエイト ジェームス・スieberin

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.